

## 指名停止について

令和4年4月6日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

### 記

- 1 指名停止業者名  
青木設計（青木 金雄）  
新潟県胎内市若松町10番33号
- 2 指名停止期間  
令和4年4月6日から令和4年8月5日まで
- 3 指名停止理由  
要領第2条第1項別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当するため。